様式第１（第７条関係）

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者　　　　　　　　印

　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業

補助金交付申請書

　標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額

　　金　　　　　　　　　　　　　　円

２　事業計画名

３　経費明細

　　（添付書類）

（１）対象区域の現状と課題・事業目的と効果・事業スケジュール・事業内容のわかる資料

（２）補助対象経費に係る見積書等

様式第２（第７条関係）

**誓　約　書**

東 京 都 知 事　　殿

地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第７条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第１８条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第１９条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　　月　　　日

 所在地

　　　　　　　　　　 名称

 代表者

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

様式第３（第８条関係）

第　　　　号

　年　　　月　　　日

　殿

東京都知事名　　　　印

　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業

補助金交付決定通知書

　年　　月　　日付けで申請のあった、　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金については、下記により交付する。

記

１　交付決定額

　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助事業の内容

　　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金交付申請書の記載に基づく事業とする。

３　補助対象経費

補助対象経費は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。

４　補助金の交付条件

(１) 状況報告

補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、知事から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(２) 実績報告

 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

ア 補助対象事業の成果

イ 補助金に係る収支計算書

ウ その他必要と認められる事項

(３) 補助金額の確定

知事は、(２)に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(４) 是正のための措置

 知事は、(２)に掲げる実績報告書の審査及び現地調査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとることがある。

(５) 決定の取消し

 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

(６) 補助金の返還

ア 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を命ずる。

イ (３)の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を知事へ速やかに返還しなければならない。

(７) 違約加算金

 補助事業者は、(５)に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(８) 延滞金

ア 補助事業者は、(６)アの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、(６)イの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、知事が納期限を定めて支払を催促したにもかかわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、アの規定を準用する。

(９) 申請の撤回

 　当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、 この交付決定の通知受領後14日以内に、申請を撤回することができる。

(10) 財産管理及び処分の制限

　ア　事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

イ　事業主体は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

ウ　事業主体は、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（様式第12）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

エ　知事は、前項の承認をした事業主体に対し、当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を都に納付させることができる 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

(11) 雑則

 補助金の交付に関しては、(１)から(10)までに定めるもののほか、スマート東京先進事例創出事業補助金補助金交付要綱（令和７年　月　日付６デ推推第708号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

様式第４（第１０条第１項関係）

　　年　　月　　日

　　東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者　　　　　　　　印

　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付　　　　第　　　号をもって交付決定を受けた標記事業について、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第10条第１項の規定のとおり、変更の承認を申請する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事業計画名

２　変更の内容及び理由

３　経費明細



様式第５（第１０条第４項関係）

第　　　　号

　年　　　月　　　日

　殿

東京都知事名　　　　印

　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金

に係る補助事業の変更承認（＊不承認）について

年　　月　　日付けで申請のあった標記事業の内容変更について、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第10条第４項の規定に基づき、下記のとおり承認（＊不承認と）する。

記

１　承認（＊不承認）内容

２　付帯条件

様式第６（第１１条第１項関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者　　　　　　　　印

　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金

中止承認申請書

年　　月　　日付　　　　第　　　号をもって交付決定を受けた標記事業について、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第11条第１項の規定のとおり、中止の承認を申請する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　中止の内容

２　中止の理由

様式第７（第１１条第３項関係）

第　　　　号

　年　　　月　　　日

　殿

東京都知事名　　　　印

　　　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金に係る

補助事業の中止承認（＊不承認）について

年　　月　　日付けで申請のあった標記事業の内容変更について、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第11条第３項の規定に基づき、下記のとおり承認（＊不承認と）する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　承認（＊不承認）内容

２　付帯条件

様式第８（第１２条関係）

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者

　　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金

に係る補助事業遂行状況報告書

　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業の遂行状況について、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　交付決定年月日　　　　年　　月　　日

３　補助事業の概要及び遂行状況

４　補助対象経費の使用状況

様式第９（第１４条関係）

　　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者

　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金

に係る補助事業実績報告書

　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業が完了したので、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　交付決定年月日　　　　　　　　年　　月　　日

３　補助事業完了年月日　　　　　　年　　月　　日

４　補助事業の成果

５　補助事業に要した経費



（添付書類）

支払いを証する書類等補助事業が完了したことを確認できる書類

様式第１０（第１５条第１項関係）

第　　　　号

　年　　　月　　　日

　殿

東京都知事名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公　印　省　略）

　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業

補助金確定額通知書

　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付決定した地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金については、　　　　年　　月　　日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、その額を下記のとおり確定したので通知する。

記

１　確定補助金額　　　　　金　　　　　　　　　　円

様式第１１（第１６条関係）

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者

　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業

補助金請求書

　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により確定通知のあった標記補助金に係る補助事業について、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　金　　　　　　　　　　円

（請求額積算根拠）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 金　額 |
| 交付決定額 | 円 |
| 確定額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |

様式第１２（第２４条第３項関係）

請求書発行権限者の役職名：

氏名：

連絡先（電話番号）：

事務担当者の所属：

役職及び氏名：

連絡先（電話番号）：

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

所在地

名　称

代表者

　　　　年度地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金

に係る取得財産等処分承認申請書

　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業により取得した取得財産等の処分について、地域課題解決型スマート東京普及促進事業補助金交付要綱第24条第３項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称

２　処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日

３　処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価

４　処分予定の取得財産等の設置場所

５　処分予定方法

６　処分予定理由